

重 要 事 項 説 明 書
個 人 情 報 使 用 同 意 書
訪 問 看 護 利 用 契 約 書
(介護保険・医療保険)

利用者 _____ 様

永富訪問看護ステーション やさしい木

重要事項説明書（訪問看護サービス）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 健裕会
主たる事務所の所在地	〒870-0820 大分市西大道2丁目1番20号
代表者（職名・氏名）	理事長 永富 裕文
設立年月日	昭和62年12月23日
電話番号	097-545-1717

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	永富訪問看護ステーションやさしい木
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒870-0822 大分市大道町4丁目3-12 ルーセント 大道 201
電話番号	097-535-7493
指定年月日・事業所番号	令和6年6月1日指定 4460191499
管理者の氏名	梶原 直美
通常の事業の実施地域	大分市（片道30分以内）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護・要支援にある利用者に対し、適切な指定訪問看護等提供する。
運営の方針	1. 事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 2. 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3. 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とする。 4. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係

	市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	--

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	毎週月曜日から日曜日 (国民の休日、お盆、年末年始も休まず営業)
営業時間	午前8時00分から午後17時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤2人、非常勤1人	理学療法士	常勤0人、非常勤0人
准看護師	常勤0人、非常勤0人	作業療法士	常勤0人、非常勤0人
保健師	常勤0人、非常勤0人	言語聴覚士	常勤0人、非常勤0人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 梶原 直美
----------	-------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3,140円	314円	628円	942円
20分以上30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

※准看護師が訪問看護を行った場合、所定額の90/100の料金になります。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。
なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,540円	254円	508円	762円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分	2,010円	201円	402円	603円

	未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)				
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,170円	317円	634円	961円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,000円	300円	600円	900円
初回加算(Ⅰ)	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき) 退院した日に初回を実施	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき) 退院した日の翌日以降に初回を実施	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,740円	674円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

	14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	円			
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合 (1 月に 1 回に限り)	2, 6 0 0 円	2 5 0 円	6 0 0 円	7 5 0 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注 1) 参照	利用者負担金 ※(注 2) 参照		
		(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
20 分未満	3, 0 3 0 円	3 0 3 円	6 0 6 円	9 0 9 円
20 分以上 30 分未満	4, 6 1 0 円	4 6 1 円	9 0 2 円	1, 3 6 3 円
30 分以上 1 時間未満	7, 9 4 0 円	7 9 4 円	1, 5 8 8 円	2, 3 8 2 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 0, 9 0 0 円	1, 0 9 0 円	2, 1 8 0 円	3, 2 7 0 円

※准看護師が訪問看護を行った場合、所定額の 90/100 の料金になります。

(注 1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注 2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	2, 540 円	254 円	508 円	762 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	4, 020 円	402 円	804 円	1, 206 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	2, 010 円	201 円	402 円	603 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1 回につき）	3, 170 円	317 円	634 円	951 円

長時間介護予防防 間看護加算	特別な管理を必要とする利用者に 対して1時間30分以上の介護予 防防間看護を行った場合(1回に つき)	3,000円	300円	600円	900円
初回加算(Ⅰ)	新規の利用者へサービス提供した 場合(1月につき) 退院した日に初回を実施	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	新規の利用者へサービス提供した 場合(1月につき) 退院した日の翌日以降に初回を実 施	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加 算	退院又は退所につき1回(特別な 管理を必要とする者の場合2回) に限り)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時介護予防防 間看護加算(Ⅰ)	利用者の同意を得て、利用者又は その家族等からの看護に関する相 談に常時対応できる体制を整え、 かつ、必要に応じて緊急時訪問を 行う体制がある場合(1月につき)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時介護予防防 間看護加算(Ⅱ)	利用者の同意を得て、利用者又は その家族等からの看護に関する相 談に常時対応できる体制を整え、 かつ、必要に応じて緊急時訪問を 行う体制がある場合(1月につき)	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	対し、サービスの実施に関する計 画的な管理を行った場合(1月 につき)	2,500円	250円	500円	750円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
事業所と同一建物 に居住する利用者 等へのサービス提	以下のいずれかの利用者にサー ビスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣	上記基本部分 の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

供減算	接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者				
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が60人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の10%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 保険適用外料金

所定時間を超える訪問看護	60分につき3,000円
医療保険適用外訪問(自費)	60分につき8,000円
特別料金(死後の処置)	12,000円

※医療保険適用外訪問(自費)・・・医療機関の受診同行、行事・イベントの同行

(5) 支払い方法

上記(1)及から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、SMBC口座への登録か下記口座への振り込みにてお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 大分銀行 ソーリン支店 普通口座 7791751 名義人 医療法人健裕会 永富訪問看護ステーションやさしい木

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員 (又は地域包括支援センター) 及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：097-535-7493 面接場所：当事業所の相談室 担当者：梶原 直美 (かじわら なおみ)
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	大分県国民健康保険団体連合会	住所：大分市大手町 2-3-12 電話番号：097-534-8470
	大分市長寿福祉課	住所：大分市荷揚町 2-31 電話番号：097-537-5744

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

☆各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。また、従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

1 4. 個人情報の取り扱い

事業者は、業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を医療上もしくは医療機関との連携を図るなど、正当な理由がある場合に、予め同意を得た上でその情報を用いる事、また必要な情報を収集することがあります。

1 5. 重要事項説明者の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

説明者 梶原 直美

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ① 介護サービスの提供に当たって、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合
- ② 介護保険サービス利用のために市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供が必要な場合
- ③ 体調を崩した場合、又は怪我などで受診した際に、医師・看護師等に説明する場合

2. 個人情報を提供する範囲

- ① 市町、居宅介護支援事業者
- ② 介護計画に掲載されている介護保険事業者等
- ③ 病院、診療所等の医療機関

3. 使用期間

訪問看護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

4. 使用する条件

- ① 個人情報の提供は最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方について、内容等の経過を記録し請求があれば開示する。

訪問看護利用契約書

____様（以下「利用者」といいます。）は永富訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます。）を利用するにあたり、重要事項の説明及び、重要事項説明書の交付を受け下記の通り訪問看護利用契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業所は、介護保険法等関係法令、健康保険法及びこの契約書に従い利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、心身の機能の維持回復を図り、より健康的で快適な療養生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約期間及び内容変更について）

介護保険の場合

- 1 この契約期間は、____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。
- 3 事業所は利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。
- 4 利用者は訪問看護計画書に沿って、「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。
- 5 サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。
事業所は利用者から訪問看護内容の変更の申出があった場合は変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

医療保険の場合

1 この契約期間は、契約締結の日から利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第3条に定める契約の終了行為があった場合はその定める日までとします。

2 サービスの内容、利用回数等については病状の変化や主治医の意見、利用者の申出等によって変更します。

第3条（契約の解約と終了）

1 利用者は事業所に対して、7日間の予告期間においてこの契約を解約することができます。

2 事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をし、改善しようとしめない等の理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1か月以内に文書による予告期間を持って終了とします。

3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- ① 利用者が死亡、入所又は転出した場合
- ② 利用者の病状、要介護度の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ③ 利用者が正当な理由なく利用料を2ヶ月以上滞納した場合
- ④ 事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ⑤ 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- ⑥ その他解約せざるを得ない状況が生じた場合。

同意書

☐ 私は、貴訪問看護ステーションの24時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。

☐ 私は、病気の状態から特別な管理、相談が必要なため下記の加算を算定することに同意します。

☐ 私は、訪問看護医療 DX 活用加算を算定することに同意します。

特別管理加算Ⅰ（有・無）

- ・在宅麻薬等注射指導管理（ ）
- ・在宅腫瘍等患者指導管理（ ）
- ・在宅強心剤持続投与指導管理（ ）
- ・在宅気管切開患者指導管理（ ）
- ・気管カニューレの使用（ ）
- ・留置カテーテルの使用（ ）

特別管理加算Ⅱ（有・無）

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理（ ）
- ・在宅血液透析指導管理（ ）
- ・在宅酸素療法指導管理（ ）
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理（ ）
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理（ ）
- ・在宅自己導尿指導管理（ ）
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理（ ）
- ・在宅自己疼痛管理指導管理（ ）
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理（ ）
- ・人工肛門、人工膀胱の設置（ ）
- ・真皮を超える褥瘡（ ）
- ・週3日以上の点滴注射（ ）

訪問看護情報提供療養費加算

市町村・都道府県からの求めに応じて、訪問看護の情報提供書を提供した際に算定します。 *厚生労働大臣が定める疾病等の方

1. 私（利用者）は、本書面より、事業所からの訪問看護サービスについて重要事項説明を受けるとともに、訪問看護の開始について同意いたします。
2. 私は、担当者より重要事項説明書で緊急時訪問看護加算やその他の加算について説明を受け、このサービスを利用することに同意いたします。
3. 私、及びその家族の個人情報については、個人情報使用同意書により、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。
4. 訪問看護サービスの提供の開始に際し、協議の上、記名押印をもって本契約を締結いたします。尚、本書は2通作成し、利用者、事業者が各1通を保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

【利用者】 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【家族・個人情報同意者】

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

【緊急時連絡先】

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

【事業者】 所在地 大道町4丁目3-12 ルーセント大道 201
事業者名 永富訪問看護ステーション やさしい木
代表者職・氏名 梶原 直美 印
説明者職・氏名 梶原 直美 印
電話番号 097-535-7493